

平成 23 年 11 月 28 日

危機管理対策・庁舎整備等特別委員会報告

日時：平成 23 年 11 月 22 日（火）午前 10 時

場所：議会第 1 委員会室

（報告事項）

1. 新型インフルエンザ等感染症対策について
～川口市新型インフルエンザ対策行動計画の改定（平成 23 年 11 月）
（現行計画）鳥インフルエンザ由来の「強毒型」を主に想定
（改定計画）重症度区分を新設→カテゴリー A（重症割合：高）
カテゴリー B（重症割合：低）
※重症者の発生割合や感染力などに応じた柔軟な対応とするもの。

- （1）川口市新型インフルエンザ対策行動計画の改定について
～厚生労働省は平成 17 年 11 月新型インフルエンザ対策を迅速かつ確実に講じるため、WHO 世界インフルエンザ事前対策計画に準じて、「新型インフルエンザ対策高度計画」を策定、それを受け埼玉県でも同年 11 月「埼玉県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定、川口市においても国・県の行動計画に沿って同年 12 月に「川口市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。その後、平成 21 年に世界的な大流行（パンデミック）となっており、その行動計画において想定した健康被害とはかなりことなっていたため、地域の実情に応じた柔軟な基本的対処方針や運用指針が示された。なお、厚生労働省が平成 23 年 9 月に対策行動計画を改定、埼玉県においても平成 23 年 2 月に改定されており、本市では国・県の行動計画に沿って「川口市新型インフルエンザ行動計画」を今回見直したもの。

- （2）水道局における新型インフルエンザ対策
～厚労省は平成 19 年 10 月に水道事業管理者が社会維持者として安全確保を前提として水道水を安定的に供給することを踏まえ、「水道事業者における「新型インフルエンザ対策ガイドライン」をまとめた。これを受け、本市水道局でも業務手順を定めたところであり、平成 21 年の改定を

受け「水道事業新型インフルエンザ対策マニュアル」を整えた。なお、平成 22 年 11 月に厚労省水道課から強毒性、弱毒性ともに柔軟な対応する旨の通知により、季節性インフルエンザにも注意し対策を講じたもの。

(3) 医療センターにおける新型インフルエンザ対策

～医療センターでは、季節性インフルエンザ対応しているが、A/H1N1 の流行初期には、新型インフルエンザ対応マニュアルを策定した経緯があり、今後 新たな新型インフルエンザが流行した場合は、現行の季節性インフルエンザ対応から新型インフルエンザ対応にシフト変更する。具体的には院内にアウトブレイク対策本部を招集する方針。

2. 庁舎について

～本庁舎建て替えに係る検討として、これまで、庁舎に求められる規模や建設場所などの検討を行ってきた。

規模については、鳩ヶ谷市との合併を踏まえ再検討を行うとともに、災害対策本部機能の追加などの検討を行った結果、概ね 4 万平方メートルが必要との報告を前回は行った。

また、庁舎の建設場所は平成 22 年 8 月 19 日開催の今特別委員会で本庁舎敷地及び市民会館敷地と、スキップシティ C 街区を例に敷地面積や建築可能面積などの検討を行ったもので、さらに検討を行うこととした。

(1) 設定可能な容積率等の算定

- ① 前提条件の整備
- ② 容積率緩和手法の比較

(2) 想定建築計画の推進スケジュール（案）について

(3) 想定建築計画の概算工事費について

※様々な意見が出たが、現市役所地区には国や県の出先機関も一部あり、行政事務所地域として様々な分野における生活権やそこに暮らす人々のことも考えるべきである旨の意見が出された。費用対効果だけで考えるのではなく様々な検知から検討する旨の意見が出された。